

「統計の日」標語募集要領

平成25年 2月22日
総務省政策統括官（統計基準担当）決定
改正 平成25年12月 3日
改正 令和 3年 6月28日

1 目的

この要領は、統計の日（10月18日）（昭和48年 7月 3日閣議了解）の周知徹底を図るため総務省政策統括官（総務省組織令（平成12年政令第246号）第14条第 2号に掲げる事務をつかさどるものに限る。以下「総務省政策統括官（統計制度担当）」という。）が毎年度実施する標語の募集に関して必要な事項を定めるものである。

2 統計の日標語の募集期間等

標語は、毎年度、前年度の 2月から 3月までの間募集し、6月までに決定するものとする。

3 応募資格

応募資格は、年齢及び職業等に関わらず、応募できるものとする。

4 応募方法等

標語の応募方法等は、次のとおりとする。

- (1) 応募する標語の字数は、自由とする。
- (2) 応募する標語は、総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官室地方統計機構担当（以下「地方統計機構担当」という。）が設定するテーマの趣旨を反映した作品とする。
- (3) 応募作品は、自ら創作したもので、従来ポスター等に使用されていないものに限るものとする。また、応募は、1人5作品までとする。
- (4) 応募者は、毎年度、地方統計機構担当が別途定める応募要領により、提出するものとする。

ただし、都道府県及び市区町村の職員、並びに統計調査員及び統計調査員であった者、並びに統計調査員確保対策事業に基づき登録されている統計調査員希望者の応募作品については、各都道府県統計主管課（部）において取りまとめの上、地方統計機構担当に提出するものとする。
- (5) 前記（4）の標語の提出については、全部又は一部を電子メールにより提出することができる。

5 入選作品

入選作品は、特選（1点）及び佳作（数点）とする。

6 表彰

総務省政策統括官(統計制度担当)は、全国統計大会において、入選者に対し、表彰状及び副賞を授与する。

7 著作権

入選作品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、総務省政策統括官(統計制度担当)に帰属するものとする。

8 入選作品の使用

総務省政策統括官(統計制度担当)は、特選に決定した標語を、「統計の日」のポスターに使用する。

また、各府省及び地方公共団体は、各種の統計に関する広報に入選作品を使用することができるものとする。

附則

1 本要領は、平成25年2月22日から施行する。

2 平成17年8月15日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定「『統計の日』ポスター標語募集要領」は、この要領の施行をもって廃止する。

3 平成17年8月15日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定「『統計の日』ポスター標語応募作品審査事務処理細則」は、この要領の施行をもって廃止する。

附則(平成25年12月3日総政企第217号)

本要領は、平成25年12月3日から施行する。

附則(令和3年6月28日総政企第143号)

本要領は、令和3年7月1日から施行する。